

JREC 主催 F5J 大会の競技会運用標準

Ver.1.2 2026/09/15

日本 R C 電動機委員会 (JREC)

F5J 競技会は参加人数も多く、JREC 主催の競技会は複数回、複数箇所で開催します (JMA 大会、日本選手権)。基本的に FAI Sporting Code (以降 SC と表記) の通り実施しますが、フィールド実情を鑑みてローカルルールを定めることがあります。また SC に定義されていない部分が多々あり、その場で判断する必要があります。しかし競技会のたびに異なる運用をすると参加者間で混乱する事が考えられます。そこで JREC 主催の F5J 競技会においてはローカルルールおよび運用標準を統一し、一貫性を持たせる事にします。

次ページ「JREC 主催 F5J 競技会運用標準 早見表」および解説をご参照ください。

参考文献

FAI Sporting Code

Volume F5 Radio Control Electric Powered Motor Gliders 2026 Edition 2 (Effective June 1st 2026)

Volume EDIC Electronic Devices in Competition 2026 Edition - Version1 (Effective January 1st 2026)

その他、SC 以外の安全対策

- 競技中に操縦不能になった経緯がある機体は、その原因が判明、対策がとられるまではその機体は使用禁止とする事があります。民家、グラウンドなどへの墜落の危険性があるため。
- 全レーンのジャッジにトランシーバーを渡した場合は、飛行異常、見失い等があった場合に全員に即時情報共有してください。目を離しても競技運営に支障がないヘルパー、ジャッジは方向修正アドバイスや、墜落方向した場合はその方向確認などに御協力ください。飛行禁止エリアの情報も共有します。
- 危険なエリアへの墜落があった場合は、搜索を優先し、競技を中断する事があります。

運用標準の改訂について

本運用標準は、参加者や役員の要望も聞きながら適宜修正、改善します。

疑問点、修正希望は、競技開始前までに申し出てください。

この運用で競技開始後に問題が生じた場合は CD および委員会判断といたします。

改版履歴

Ver. 1.0	2025 年 7 月 24 日	初版
Ver. 1.1	2026 年 2 月 15 日	安全対策※7 追加、参照 SC の更新
Ver. 1.2	2026 年 9 月 15 日	SC Edition2 の変更分を追記

JREC主催F5J競技会運用標準 早見表

2026 V.1.2

分類	条件	対象・注釈	ペナルティ	参考
安全エリア	飛行禁止エリアでの飛行	警告から5秒以内にエリアから出なかった場合※1	300点	11.4c
		同じ機体が1分以内に再度飛行禁止エリアに入った場合	飛行点ゼロ	11.7
	セーフティエリア、コリドーへの着陸	機体の一部が入った場合 空中衝突による不時着、墜落を除く	300点	11.4d
	コリドー内で人への接触	すべての人への接触が対象	1000点	11.4e
	コリドーを設けない場合※2	ペナルティ対象外	—	
発航時	AMRT初期化	離着陸ポイントでジャッジの前で初期化しなかった場合	飛行点ゼロ	11.10a
	発航場所	指定点 2 mの範囲以外から発航した場合	飛行点ゼロ	11.10d
		誤った発航場所、誤ったグループに出場した場合	飛行点ゼロ	11.7f
	発航タイミング	作業開始前に手を離した場合	飛行点ゼロ	11.10f
	モータ起動	作業時間開始前にモータを回した場合 発航しなければOK※4	100点	11.10c
	30秒以内にモーター停止	30秒超してもフロペラが回っていた場合	飛行点ゼロ	11.7g
	発航方向 発航して 3 秒間直進	指定された方向以外への発航した場合 発航後 3 秒間直進させなかった場合 ライン※3に直角±30度以内を目安とする	100点	11.10b 11.10e
着陸	着陸方向 方向を二択とした場合含む	指定された方向以外からの着陸 着陸ポイント10m以内ではライン※3に直角±30度以内を目安とし、レーン横切り、旋回禁止とする	100点	11.11b
	指定点からの距離	ノーズが指定点から75m以上離れている場合	飛行点ゼロ	11.7d
	境界線を設けた場合	ノーズが境界線から出ている場合		
	時間オーバー	作業時間終了後 1 分以内に着陸しなかった場合	飛行点ゼロ	11.12g
機体その他	AMRT	Start Heightを記録してない、"---"になっている場合	飛行点ゼロ	11.7e 11.3h
	部品紛失	発進、飛行中に部品を紛失した場合※5 空中衝突、着陸時の地面との接触を除く テープ、輪ゴム、デカール類の紛失はペナルティの対象外	飛行点ゼロ	11.7b
	バラスト	全てのバラストを機体内部に収めていない場合	飛行点ゼロ	11.1.3f
	ノーズ、テールのバラストに限り	ネジ止め、テープ外周巻き付け固定ならOKとする	—	11.7a
	機体検査、登録を省略した場合	使用機体、部品の交換のルールを自主的に守る事	飛行点ゼロ	11.3e
安全対策	急降下アラームの推奨※6	左記に限り高度計・バリオメーター・テレメトリーの利用を認める。それ以外の目的に使用した場合は、飛行点ゼロとする。		11.1.3d
	地表高400m以上アラームの推奨※7			

赤字はSCに詳細記載が無く定義したもの、およびローカルルールとして定義した項目。

この表がルールの全てではありません。

- ※1 音声はアクセスコリドー付近に十分な音量を提供しますが、遠くに移動して操縦しているパイロットに聞こえるとは限りません。従って「聞こえなかった」は免除の理由になりません。
 - ※2 地形の関係でアクセスコリドーを設けられない場合に適用。早く降りたパイロット、ヘルパーは作業時間終了前2分以内であれば着陸ポイントで待機してください。それより前の場合は風上側15m離れて移動してください。移動している人が着陸の障害になった場合パイロットはリフライトを要求できるものとします。
 - ※3 アクセスコリドーがある場合はそのライン、アクセスコリドーを設けない場合、離着陸ポイントを直線で繋いだ仮想ラインを意味します。
 - ※4 作業時間前にモーターを回しても、そのまま発航しなかった場合はペナルティの対象ではありません。（CIAM確認済み）。発航に関する項目の記述であるため。AMRTを初期化しなおして、作業時間内にモーターを起動して発航すればOKです。よって作業時間前のモーターテストもOKです。
 - ※5 着陸してきた際に、通常あるべき部品がない機体は部品紛失と見なします。キャノピーなど一部部品なしで発航する場合は、予めジャッジに申し出る事。空中衝突によって部品紛失があった場合はパイロットからの申告があった場合に限ります。
 - ※6 見失い、見間違いによる急降下、墜落方向をいち早く検知するため設定を推奨します。
 - ※7 航空法における無人航空機特定飛行の許可を得ている場合であっても、飛行高度に制限があります。上里グライダー滑空場、三野健康防災公園、野田市スポーツ公園いずれも地表からの高度400m以下という範囲で許可を得ています。この法律制限を遵守するため高度400m以上でアラームが鳴るように設定することを推奨します。
- ※6、※7はサーマル検知等これら安全対策以外に使用した場合は飛行点ゼロとします。